

審 第 6 5 7 号
答 申 第 5 0 4 号
平成 3 0 年 6 月 1 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 8 年 6 月 2 8 日付け医第 6 6 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 6 3 5 号

平成 2 8 年 4 月 2 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 8 年 1 月 2 6 日付け
医第 1 9 5 3 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成28年1月26日付け医第1953号で行った行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- 2 実施機関は、受付番号「11991819」及び「12990727」の相談・照会等記録票について、開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年12月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇病院について、苦情の受け付けや処理に関する行政文書一切。

ひろく解釈して御特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」（以下「本件請求内容1」という。）

「〇〇〇〇病院について、苦情の受け付けや処理に関する行政文書一切。

ひろく解釈して御特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定で

あれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」(以下「本件請求内容2」という。)

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求内容1に関する開示請求(以下「本件請求1」という。)に係る対象文書として、〇〇〇〇病院に関する相談・照会等記録票(16件)を、本件請求内容2に関する開示請求(以下「本件請求2」といい、本件請求1と併せて以下「本件各請求」という。)に係る対象文書として、〇〇〇〇病院に関する相談・照会等記録票(21件)(以下〇〇〇〇病院に関する相談・照会等記録票(16件)と併せて「本件各対象文書」という。)を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求1に対し、平成28年1月26日付け医第1953号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定1」という。)を行うとともに、本件請求2に対し、同日付け同番号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定2」といい、「本件決定1」と併せて以下「本件各決定」という。)を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服として、平成28年4月2日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

平成28年1月26日付けの処分を平成28年2月9日付けの処分が出るまで通知を放置した。このようなことは初めてではないため、当該慣行を是正せよ。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号、第3号及び第6号に全て該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て及び第3号ただし書に該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

条例第12条第1項及び第2項に違反する。

3 意見書の要旨

(1) 文書の特定

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき義務があるにもかかわらず、実施機関は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 不開示箇所の不開示事由非該当性

ア 本件各対象文書は、インフォームド・コンセントや処遇改善をはじめとする、病院が法的に要請されている責任についての記録であり、利用者らの苦情や意見を通じて、法によって病院に要請されている行動を病院がどのように果たしているかを知ることが、病院の行動によって影響を受ける県民の当然の権利である。さらに重要なことは、本件各対象文書に係る情報が、患者のみならず、高齢者、知的障害者、精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権、インフォームド・コンセントの権利といった、日本国憲法（昭和21年憲法）の保障する基本的人権の問題そのものであり、その情報を保有している行政がそれを秘匿すべきであるとする事は認められない。

イ 病院名が特定されていたとしても、相談内容は一律に全部不開示とすべきではなく、相談者が特定されない範囲でこれを開示しもって、相談者の苦情や意見を県政に反映させ、相談者が希望する改革をすることに資すべく、県民が条例の前文及び第1条に規定する、県政に対する理解と参加を促進し、開かれた県政を更に推進していくこと、県政に関する情報を適正に評価し、的確な意見を形成

することが可能となるように可能な限りの開示をすべきである。相談年月日については、少なくとも、年については、その情報から個人を特定することは不可能であるし、月についても、同様である。

また、実施機関は、平成17年6月の195号の答申による判断及び結論のとおり本件についても判断したと主張する。しかし、答申のとおりになっていない。性別、日時、概要等は開示すべきとの判断が出ているからである。同答申では、「医療事故の概要（医療事故に係る医療行為・原因の記述等）にかかわる事実的な記載の部分についてまで、一切を不開示とすることは、上記（1）で検討した基本的な考え方から逸脱するものと言わざるを得ない。また、事故の概要（医療事故に係る医療行為・原因）にかかわる事実的な記載の部分であっても、場合によっては、患者の健康状態等が推測される場合もあり得ると考えられるが、病名や診療経過の部分直接開示する場合とは異なり、事故の概要が示される程度の限定的な情報を開示したとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので、これらの情報は開示すべきである。」、「患者の病状の変化等を引用せずに記載された、各県立病院担当者等の対応や今後の方針等に係る情報については、これを公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので開示すべきである。」と判断されており、この判断に照らせば、相談内容及び対応内容の欄に記載された情報の多くは開示すべきである。

更に言えば、同答申では、患者の性別、事故発生日時についても開示すべきとの判断が出ている。この判断に照らせば、相談者の氏名や住所や連絡先等を不開示とした上で、性別を開示しても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるおそれもなく、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれもない。

実施機関は、同答申を援用して本件各決定の維持を主張するが、同答申で開示すべきとする部分を不開示とした箇所があまりにも多いため、本件各決定が同答申の判断及び結論に沿った判断とは到底言えないものである。

ウ 実施機関は、本件各対象文書を作成した医療安全センターが医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13の規定により設置されていること、同条第4項

の規定により職員に守秘義務が課せられていることを理由に本件対象情報が不開示事由に該当すると主張する。

しかし、同条第1項第2号の規定により、医療安全センターは、「当該都道府県等の区域内に所在する病院等の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。」が規定されており、そもそも、医療法は、第1条の規定により、「医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。」ものである。

したがって、法的な根拠を有するとともに、公表慣行があるため、ただし書イに該当する。

また、守秘義務については、情報公開請求に対する決定により開示することは、明らかに「正当な理由」に該当するため、医療法第6条の13第4項の規定は不開示の根拠にはならない。

エ 医療法第6条の13は、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、第六条の九に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。」と規定している。その医療法第6条の9とは、「第三章 医療の安全の確保 第一節 医療の安全の確保のための措置 第六条の九 国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」というものであり、上述の医療法第1条の規定に基づいても、本件対象情報の大部分は、患者さんの生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。

本件では、対象病院は、2院とも精神病院であることから、いわゆる精神障害者及びその家族の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること

が必要であると認められる情報にも該当する。

オ 本件対象病院は、2院とも精神病院であり、強制的精神医療を行っている機関である。よって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第19条の4第2項による職務については精神保健指定医という特別職の公務員の職務遂行情報であるから、それに係る苦情や意見は、相談者の氏名や住所あるいは詳細な症状といった不開示部分を除いてただし書ハに該当する。

カ 異議申立人は、市民運動柄、医療被害者からの相談を受けることが多いが、行政に相談する人たちは、行政には自分たちの苦情を概要だけでもいいから公表することを希望している。本人が特定されない限りで、権利利益を害しない範囲で、最大限の開示をすることこそ、医療安全センターの目的にも合致し、医療法や情報公開法の趣旨、目的及び効果にも適合するものと言うべきである。

キ したがって、本件対象情報の多くは、条例第8条第2号にも第6号にもともに該当しないか、たとえ第2号に該当したとしても同号ただし書に該当するため、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 行政文書の特定及び決定の内容について

(1) 対象行政文書

ア 相談・照会等記録票（〇〇〇〇病院及び〇〇〇〇病院分）

イの個票に記載されている相談内容が記入された文書である。

イ 個票

(相談等の目的)

医療に関する患者からの苦情や相談等に対応するための体制を整え、医療の安全と信頼を高めるとともに患者からの苦情や相談等に係る情報を医療機関に提供することを通じて、患者サービス及び医療の質の向上を図る。

(相談・照会等記録票の記入項目)

(ア) 受付番号

(イ) 件名

(ウ) 受付年月日

- (エ) 対応時間
- (オ) 対応者
- (カ) 方法
- (キ) 相談者の住所、氏名、性別、年齢、患者との関係及び電話番号
- (ク) 対象施設の所在地、名称、電話番号、FAX、施設分類及び診療科目
- (ケ) 相談内容
- (コ) 対応内容
- (サ) 完了年月日

(2) 行政文書の部分開示決定について

部分開示決定通知書に以下の理由を記載の上、部分開示決定を行った。

千葉県情報公開条例第8条第2号該当

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため(2号)。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報(個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報)であるため(2号)。

[開示しない部分：相談者の氏名、住所、電話番号、年齢、性別、患者との関係(2号)。相談内容及び対応内容(2号及び6号)]

千葉県情報公開条例第8条第6号該当

医療安全相談センターが行う相談事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(6号)。

[開示しない部分：相談内容及び対応内容(2号及び6号)]

2 部分開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

記入項目(ア)から(サ)について

本件各対象文書には、相談者の氏名、住所等が記録されており、当該氏名等は、個人を識別できる情報であることが明らかであることから当該部分を条例第8条第2号に該当するものとして不開示としたことは相当である。

また、氏名、住所等以外の部分を、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの(2号該当)」として部分開示決定を行ったことについては、①病院が特定されていることから相談内容

と相談年月日を併せて公開することは当該個人を特定し得る情報となってしまうこと、②また、平成17年6月の答申番号195号の「医療事故報告書の開示決定等に係る異議申立」において論点とした対象情報と本件各対象文書に記載されている相談内容は、その内容及び性質が同一のものと考えられることから、当該答申による判断及び結論のとおり、本件各対象文書の係る部分については条例第8条第2号に該当するものとして不開示としたことは適当である。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

本件各対象文書を作成している医療安全センターは、医療法第6条の13の規定により医療整備課内に設置している施設である。

そして、同条第4項で「医療安全支援センター（千葉県は「千葉県医療安全相談センター」の名称としている。）の業務に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定している。

したがって、本件各対象文書は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

次に、同号ただし書ロの該当性を検討する。

同号ただし書ロは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合には、例外的に当該情報を開示すべきことを定めたものであって、同号ただし書ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等を保護するため、当該情報を開示請求者以外の者にも広く公開することが必要であると認められる情報をいうものと解され、本件各対象文書に記録されている相談内容については、これを明らかにする公益上の理由があると判断するまでの特段の事情は認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

次に、同号ただし書ハについては公務員等の職・氏名等の情報については不開示とできないこと、同号ただし書ニについては実施機関の経費のうち食糧費を伴う懇談会、説明会等にかかる出席者の所属団体名、所属名及び職・氏名等について不開示とできないことを規定しているものであるから、本件各対象文書がこれらに該当しないことは明らかである。

(2) 条例第8条第6号該当性について

記入項目(ケ)及び(コ)について

次に、条例第8条第6号の該当性について検討する。

医療安全センターは、医療法の規定により設置されている施設であり、「相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮する等、安心して相談できる環境整備に努めている。」等を表明した上で窓口を開設している。

また、当該施設の業務に従事する者は、相談内容について守秘義務が課されており(医療法第6条の13第4項)、これに違反したときの罰則規定も設けられている(医療法第72条第3項)。

以上から、相談者は、住所・氏名のみならず、その相談内容が公にされることを心配することなく、安心して苦情を申し立て又は相談をしてくるものである。

よって、当該相談内容が、開示請求により部分的にでも公開されると、相談者からの信頼を著しく損ない、他人に当該相談内容を知られたくないと考える相談者は利用できなくなるおそれがあり、利用者の減少や内容の狭隘化が予測され、医療法第6条の9に規定する措置を講ずることができなくなり、ひいては医療法が目的とする医療の安全の確保に支障を及ぼすこととなるなど、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすこととなることから条例第8条第6号に該当する。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、第3 異議申立人の主張要旨 2 異議申立ての理由のとおり主張するが、部分開示の理由については第4の2で説明したとおりである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、千葉県健康福祉部医療整備課(以下「医療整備課」という。)内に設置されている千葉県医療安全相談センター(以下「センター」という。)に寄せられた、〇〇〇〇病院及び〇〇〇〇病院に関する患者やその関係者等からの苦情や相談等について記載した文書である。

センターに寄せられた苦情や相談等については、全て同じ様式である「相談・照会等記録票」に記載されており、それぞれの案件ごとに受付番号が割り振られている。

本件各対象文書は、〇〇〇〇病院に関する相談・照会等記録票（16件）及び〇〇〇〇病院に関する相談・照会等記録票（21件）で構成されている。

2 本件不開示部分について

実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、住所、氏名、患者との関係、性別、年、対応する受付番号、相談内容及び対応内容を条例第8条第2号に、また相談内容及び対応内容については、併せて同条第6号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

しかし、異議申立人は、本件各決定により不開示とした部分は、同条第2号及び同条第6号に該当せず、開示すべき旨主張している。

3 本件各決定の妥当性について

そこで、不開示部分ごとに実施機関が行った本件各決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 相談者の欄について

実施機関は、相談・照会等記録票のうち、相談者の欄内の、住所の欄、氏名の欄、患者との関係の欄、性別の欄、年の欄に記載された情報を不開示としている。

ア 相談者の住所について

住所の欄には、相談者の住所が個別具体的に記載されている。

上記情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 相談者の氏名について

氏名の欄には、相談者の氏名が個別具体的に記載されているほか、単に「①」若しくは「②」と記載されているものが認められる。

個別具体的に記載されている相談者の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、具体的な相談者の氏名は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、単に「①」若しくは「②」との抽象的な記載については、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ認められないことから、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

ウ 患者との関係について

患者との関係欄には、患者との関係について、「家族」、「本人」、「不明」及び「その他」と記載されていることが認められる。

上記の抽象的な情報自体からは、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ認められないことから、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

エ 相談者の性別について

性別の欄には、相談者の性別が「男」若しくは「女」と記載されているほか、単に「不明」と記載されているものが認められる。

(ア) 当審査会が調査したところ、〇〇〇〇病院又は〇〇〇〇病院に係る医療の相談・苦情は、1月当たり1件程度であることが認められた。

そして、本件では、相談年月日及び相談の対象となった病院名（〇〇〇〇病院又は〇〇〇〇病院）が開示されていることから、「男」若しくは「女」との記載と、他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、「男」若しくは「女」との情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 一方、「不明」との抽象的な情報からは、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ認められないことから、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

オ 相談者の年について

年の欄には、相談者の年齢が個別具体的に記載されているほか、単に「不明・その他」と記載されているものが認められる。

個別具体的に記載されている相談者の年齢は、上記エ（ア）と同様の理由により、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、「不明・その他」との抽象的な情報からは、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

(2) 相談内容の欄について

実施機関は、相談・照会等記録票のうち、相談内容の欄内の、対応する受付番号及び相談内容をそれぞれ不開示としている。

ア 対応する受付番号について

対応する受付番号は、当該相談・照会等記録票に記載された相談者が過去に行った相談について、記載した相談・照会等記録票の受付番号である。

上記情報自体からは、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

イ 相談内容について

相談内容の欄には、医療に関する患者やその関係者等からの苦情や相談等の内容がそれぞれ個別具体的に記載されているが、中には抽象的な記載にとどまっているものが認められる。

(ア) 医療法第6条の13第1項第1号では、医療安全支援センターの事務の1つとして、「患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院等における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院等の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。」と規定されている。

このことに鑑みると、相談者は、個別具体的な相談内容が公になることを

前提として相談を行っているとは認められず、当該相談内容が公にされると、センターに対する相談のためらいや県の機関が医療法に基づき行う医療の安全確保措置の一環である相談等受付業務への不信感を生じさせることになるなど、相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、個別具体的に記載されている相談内容は、条例第8条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) しかしながら、受付番号「15990724」、「15990556」、「13991247」及び「13991932」の相談・照会等記録票に記載された相談内容は、「病院に対して苦情を言いたい」などとの抽象的な記載にとどまっていると認められ、当該情報は、公にしても、相談のためらいや相談等受付業務への不信感を生じさせることになるなどとは認められず、相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第6号柱書に該当しない。

また、当該抽象的な情報自体からは、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、条例第8条第2号本文にも該当せず、開示すべきである。

(3) 対応内容の欄について

ア 病院職員の職名及び名字並びに相談者の名字について

対応内容の欄には、苦情や相談等の対象となった病院に勤務する職員の職名及び名字並びに相談を行った者の名字が記載されている。

上記情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 対応内容について

対応内容の欄には、苦情や相談等に対する助言内容や相談者との電話でのやり

とり等の対応内容がそれぞれ個別具体的に記載されているが、中には抽象的な記載にとどまっているものが認められる。

個別具体的な対応内容は、公にすることにより個別具体的な相談内容が推認され、個別具体的な相談内容は、上記（２）イ（ア）のとおり条例第８条第６号柱書に該当することから、同条第２号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、受付番号「１２９９０７２９」の相談・照会等記録票に記載の対応内容は、単に再度電話があった旨の記載にとどまっていると認められ、当該情報からは、個別具体的な相談内容を推認することができるとは認められず、相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないことから、条例第８条第６号柱書に該当しない。

また、当該情報からは、相談者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、条例第８条第２号本文にも該当せず、開示すべきである。

４ 対象文書の特定について

異議申立人は、文書の探索が不十分であるなどと主張しているため、以下検討する。

- （１）当審査会が本件各対象文書に記載の対応する受付番号を確認したところ、受付番号「１１９９１８１９」及び「１２９９０７２７」の相談・照会等記録票について、開示請求に係る文書として特定されていないことが認められた。

これらの文書には、いずれも開示請求の対象となった病院の名称は記載されていないが、本件各対象文書において対応する受付番号として記載されていることから、これらの文書は本件各請求の対象となる行政文書に該当するというべきである。

したがって、実施機関は、これらの文書について開示決定等を行うべきである。

- （２）なお、本件では、異議申立人は、「〇〇〇〇病院」及び「〇〇〇〇病院」についての苦情の受け付け等に関する行政文書の開示請求をし（本件請求１及び２）、実施機関は、医療整備課において医療安全支援センターに関する事務を所掌していることから、同課において請求の対象となる行政文書を保有しているとして、本件各決定を行ったことが認められる。

また、実施機関は、健康福祉部障害福祉課（現在は、同部障害者福祉推進課、以下「障害福祉課」という。）において精神保健福祉法の施行に関する事務を所掌していることから、本件請求2の対象となる行政文書については同課においても保有しているとして、本件とは別に、平成28年2月9日付け障第3978号で行政文書部分開示決定（以下「別件部分開示決定」という。）を行なうとともに、「〇〇〇〇病院」に関する行政文書は作成又は保有していないとして、同日付け障第3979号で行政文書不開示決定（以下「別件不開示決定」という。）を行ったことが認められる。

そこで、別件不開示決定について実施機関に確認したところ、「〇〇〇〇病院」は千葉市中央区にある病院であることから（千葉市は政令指定都市であり、同市には市内の病院について事務処理をする権限がある。）、県民等から同病院について障害福祉課に苦情等が寄せられた場合には千葉市の窓口などを案内するという対応にとどまり、その際のやり取りは記録していないとのことであった。

この点については、障害福祉課において、対応記録を作成していないことの適否はともかく、実施機関が本件で部分開示した行政文書の中に障害福祉課が千葉市の相談センターを紹介した旨の記載が認められることから、実施機関の上記説明は首肯できる。

したがって、本件各請求に対し、上記の相談・照会等記録票について改めて開示決定等すべきであるが、これを除けば本件各決定及び別件部分開示決定で部分開示した行政文書以外に本件各請求の対象となる行政文書が存在することをうかがわせる事情は見当たらない。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

6 結論

- (1) 実施機関が本件各決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。
- (2) 実施機関は、受付番号「11991819」及び「12990727」の相談・照会等記録票について、開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

7 附言

実施機関は、条例に基づき行政文書の開示請求があったときは、請求の対象となる行政文書を作成又は保有している場合には、請求の対象となる行政文書を特定し、開示等を決定することになるが、行政文書を作成又は保有していない場合には、そのことを理由として行政文書不開示決定を行うこととなる。

実施機関は、本件各請求に対し部分開示決定を行っているところ、一方では、本件と同一の請求に対し行政文書を保有していないとして不開示決定を行っている。

同一の実施機関（知事）が同一の請求に対し、一方では行政文書を保有していると決定（部分開示）し、一方ではこの決定に反し、行政文書を保有していない旨の決定をすることは許されず、別件不開示決定は取消しを免れない。

実施機関にあつては、今後、適切な事務処理に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 6月28日	諮問書の受理
平成28年 8月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成29年 9月25日	異議申立人の意見書の受理
平成29年11月27日	審議
平成29年12月18日	審議

別表

受付番号	受付年月日	開示すべき情報
15991777	平成27年12月9日	患者との関係、年齢
15990724	平成27年7月14日	患者との関係、年齢、相談内容
15990706	平成27年7月10日	年齢、対応する受付番号
15990618	平成27年6月29日	患者との関係、年齢
15990610	平成27年6月26日	患者との関係、年齢
15990556	平成27年6月19日	氏名、患者との関係、年齢、相談内容
15990557	平成27年6月19日	氏名、患者との関係、年齢
14990836	平成26年7月17日	患者との関係、年齢、対応する受付番号
13991374	平成25年9月30日	患者との関係、年齢
13991247	平成25年9月11日	患者との関係、年齢、相談内容
13990559	平成25年6月12日	患者との関係、年齢
12990776	平成24年7月17日	患者との関係、年齢
12990729	平成24年7月10日	患者との関係、年齢、対応する受付番号、対応内容
11992164	平成24年2月22日	患者との関係
11991835	平成24年1月6日	患者との関係、年齢、対応する受付番号
11991826	平成24年1月5日	患者との関係、対応する受付番号
15990450	平成27年6月8日	患者との関係、年齢
14991716	平成26年11月18日	患者との関係、年齢
14990980	平成26年8月11日	性別、年齢
14990981	平成26年8月11日	患者との関係、年齢
14990916	平成26年7月31日	患者との関係、年齢
13992589	平成26年3月17日	患者との関係、年齢
13991932	平成25年12月11日	患者との関係、年齢、相談内容
13991749	平成25年11月15日	患者との関係、年齢

受付番号	受付年月日	開示すべき情報
12992261	平成25年2月26日	患者との関係、年齢
12991658	平成24年11月22日	患者との関係、年齢
12991309	平成24年10月9日	患者との関係、年齢
12991276	平成24年10月3日	患者との関係、性別、年齢
12991266	平成24年10月2日	患者との関係、年齢
12991243	平成24年9月27日	患者との関係、年齢
12991110	平成24年9月7日	患者との関係、年齢
12990844	平成24年7月26日	患者との関係、年齢
12990386	平成24年5月28日	患者との関係、年齢
11991746	平成23年12月19日	患者との関係、年齢
10990504	平成22年6月7日	患者との関係
10990238	平成22年5月6日	患者との関係、年齢

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)